

平成 30 年度 第 1 回手数料、使用料等検討委員会要点録

1. 日時：平成 30 年 5 月 15 日(火) 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分
2. 場所：市役所 5 階 503 会議室
3. 出席委員：谷井委員長、杉崎委員、岩崎委員、岡本委員、斎藤委員、鈴木委員
4. 事務局：大島企画部長、仁賀田企画経営課長、萩原企画経営課主幹、牧企画経営課経営係長、
村林主査
5. 傍聴者：なし
6. 議事等：
 - (1) あいさつ
 - (2) 日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱等説明
 - (3) 自己紹介
 - (4) 【議題 1】日野市手数料、使用料等の見直し基準（原案）について
 - (5) 【議題 1】質疑応答、意見交換、検討
 - (6) 【議題 1】検討結果まとめ
 - (7) その他（事務連絡など）
7. 会議資料
 - (資料 1) 日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱
 - (資料 2) 平成 30 年度手数料、使用料等検討委員会名簿
 - (資料 3) 日野市手数料、使用料等の見直し基準（原案）
 - (資料 4) 手数料、使用料等検討委員会における意見及びたたき台（概要）への反映状況
 - (資料 5) 積算例

【議事等内容】

(1) あいさつ

- ・ 配布資料確認
- ・ 企画部長あいさつ

(企画部長)

- 本日は、平成 30 年 2 月以来、今年度は初めての開催です。3 月の議会では使用料、手数料が大きな話題になりました。
- 市は値上げを計画しているのかというご指摘、また、適正な負担が求められるべきであろうというご指摘などいろいろあり、かなり注目を集めております。
- 少子高齢化と申しますが、日野市の人口は 1 月 1 日現在では増ということです。子どもの人口は減り始めました。
- これから少子高齢化は避けられない状況であろうと認識しています。そういった中で変わっていく社会に対応していくためには、使用料・手数料についても適正な水準でご負担をいただくということが持続可能な市政運営において必須だと考えております。そういうことで前回、見直し基準のたたき台にご意見をいただきました。
- 今回もこの件に関してご意見をいただきます。

○大きな目的は持続的な財政運営、市政運営でございます。その点をご理解いただきながら、しっかりとご意見をいただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(2) 事務連絡

(事務局)

- 議事録作成のため、録音をさせていただきます。
- 議事録については、要点筆記で作成いたします。
- この議事録は、委員の皆さまにご発言を確認していただいたのち、個々の委員のご発言について氏名が特定されないようにしたうえ公表いたします。
- 日野市ホームページに掲載を行う予定です。
- 「日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱」説明（内容の記載省略）
- 本日の傍聴希望者はいらっしゃいません。
- 委員会の概要については、前回の2月の会議でも説明していますので、資料1の「日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱」をご確認いただき、説明は割愛させていただきます。
- ここまでの内容で、何か質問はありますでしょうか。

—委員からの質問なし—

(3) 自己紹介

—内容の記載省略—

(4) 【議題1】「日野市手数料、使用料等の見直し基準（原案）（資料3）

(委員長)

- 傍聴希望者がいないということですので、議題1に入ります。
- 資料3の「日野市手数料、使用料等の見直し基準（原案）について」に関して事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- 恐れ入ります。資料3の前に資料4をご覧ください。平成30年2月に開催した当委員会において、資料4のようなご意見をいただきました。資料4はその際にいただいたご意見をまとめたものです。
- この資料の見方を簡単に説明いたします。
- いただいたご意見が「項目/意見」欄にあり、2月の会議で配布しました資料2「日野市手数料、使用料等の見直し基準（素案たたき台）」の対象ページ数を一番左の「ページ」欄に記載しています。
- 「修正案における反映状況」欄は、前回の会議でいただいたご意見を今回配布した資料3「日野市手数料、使用料等の見直し基準（原案）」に反映した内容で、その対象ページ数がすぐ左の欄の「修正案ページ」欄です。
- 表の一番右の欄の「有・無」は、修正が有るか無いかの表記です。事前配布しておりますので、時間の関係上、資料4の内容の説明は割愛させていただきます。以上です。

(委員長)

○このことについて、ご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

—委員からの質疑なし—

(事務局)

○次に、資料3をご確認ください。一番核となる部分について、たたき台後の修正点についてご説明いたします。

○P4をご覧ください。基本的な考え方です。「負担の公平性」と「算定根拠の明確化」の順番を変えました。次にP6をご覧ください。Aグループの利用者負担割合について、前は、仮に利用者負担100%としていましたが90%に変更しました。公費負担100%の枠は設けない形にしました。Fグループのカテゴリーの施設の理由内容を追加しました。

○P7をご覧ください。素案たたき台(概要)ではFグループについては公費負担100%、いわゆる現在無料となっている施設を想定しているということで施設名が書いてあったのですが、今回、貸室等について市の考え方としてこの中に割り振りしました。次にP8をご覧ください。素案たたき台(概要)では、イメージ図の条件を書いていたため、分かりづらいというご議論がありました。そこでイメージ図に条件を加えました。利用者負担〇〇%ということの意味を説明しています。

○次に、ページ数が見えなくなっていますが、P14をお開きください。見直し手順の流れ図です。どのような場合にこの委員会でご意見をいただくかということ修正し、規定しました。

○今回のものは、現時点における考え方として施設名なども記載して提案いたしました。

○次に資料5積算例をご覧ください。今回は、仮に「万願寺交流センター」を例に資料3の内容を具体例で計算してみました。ただし、内容の数値、金額は一部不確定なもの、仮に入力している金額等がありますので、その点、ご了解ください。

○資料3の算定方式によって、算定した場合のシミュレーションとしてご説明する資料です。資料3の内容で算定した場合、現在額と桁数も含めて金額がおよそどれだけ変わってくるのかというイメージとしてお示しします。

○交流センターは市内に8館ありますが、万願寺交流センターは複合施設ではなく交流センターのみの施設なので、計算のイメージがつかみやすいかと思い、この施設をシミュレーションの対象として選びました。

○資料5の上段の表をご覧ください。3年間の決算額の平均を算定するところですが、3年目の欄は29年度の決算額ではなく、30年度の予算額を仮に入力し、計算しています。

○そして、1㎡・1時間あたりの単価を8.7円/㎡/時間と積算しました。

○防音室については1㎡・1時間あたりの単価を1.5倍に補正したものを単価として積算します。

○下段の表では、左にある「和室」午前中使用についてです。和室18畳という「畳」に単位になっていますのでそれを㎡に直しています。

○和室の午前中の使用区分は3時間設定になっており、その現行額が3時間で400円となっています。

- そして、現行額の左の原価というのは、 $1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$ 当たりの単価に当該室の床面積と使用時間の3時間を乗じて算出したものです。
- 原価は仮に764.8円となります。そして、その2つ右の「利用者負担割合」です。これについては、資料3のP7により交流センターの利用者負担割合は、50%としてますので、原価764.8円×利用者負担割合50%として、 $764.8 \text{ 円} \times 50\% = 382.4 \text{ 円}$ なので基準額382.4円を算出しました。
- これは現行額である400円を下回っています。
- 仮に基準額が現行額を上回った場合の例として、「多目的室」の午前中使用を例に計算をしますと、現行額が200円で、基準額が334.4円になります。
- 金額を増額改定するか、減額改定するかは、個々の事例で判断することにしますが、資料3P15にある「改定上限率表」により、多目的室の現行額が200円ということで、この表に従い、改定上限率を1.5倍に設定して、改定上限額を $200 \text{ 円} \times 1.5 \text{ 倍} = 300 \text{ 円}$ としています。
- ですので、基準額が334.4円であって、もし、これにより増額改定を行いたいとしても、「1回の改定の上限額は300円以下にします」300円以上ではありません。という考え方です。
- 正規職員の人件費は、詳細積算はまだこれからなので、仮に正規職員がこの施設の運営その他に関する事務等に携わる時間は「年間50時間」として計算していますが、あくまでも仮の数値です。今後、詳細時間は所管部署が積算する予定です。
- この資料3の積算式に基づくどのような計算になるかというご説明のためのシミュレーションとして、おおよその額を代入したもので、万願寺交流センターがこの金額で確定したということではありません。資料5のご説明は以上です。

(5)【議事1】質疑応答、意見、検討

(委員長)

- 「日野市手数料、使用料等の見直し基準（原案）」の説明がありました。質問、意見、要望等がある方は、お願いいたします。

(委員)

- 資料5についてです。これに基づいてシミュレーションをした場合、部屋によっては上がったりがったりというケースがあるかと思いますが、全体として、市の歳入がプラスあるいはマイナスになるなど、昨年度の実績などをもとに積算したらどのようなようになるのかを確認したいです。

(事務局)

- ほとんどの施設について、このような形でやってみましたが、基準額が現行額よりも高いもの、低いものがありました。
- また、それぞれの施設の稼働率も異なるため、全体の積算は行っておりません。

(委員)

- よろしいでしょうか。資料5について私からも質問します。単位は円でもよろしいのでしょうか。

(事務局)

○単位を書き忘れております。単位は円です。

(委員)

○ということは、①の人件費は年間で 223,650 円ということでしょうか。

(事務局)

○この表ではそういうことです。正規職員の平均の 1 時間当たりの人件費を算出し、その事業に携わる時間を、ここでは、年間 50 時間として設定した結果、223,650 円という数値を出しています。ただ、先ほど申しましたように、この「50 時間」という数値は仮に設定しているものです。

○また、シミュレーションにある万願寺交流センターは指定管理者が管理する施設なので正規職員の従事時間は多くないということです。

(委員)

○減価償却費の 996,760 円になるのでしょうか。

(事務局)

○固定資産台帳によると、この施設はこの金額でした。高いところはもっと高いです。

(委員)

○需要費の内容と、需要費が平成 30 年度にゼロになっているのはどういうことでしょうか。

(事務局)

○決算書を確認し、「消耗品費」として 2 年間交流センター費全体で経常されていたもので、仮に全額を計上したものです。正式に計算する際は、もう一度内容を精査する必要がありますが、交流センター 8 館で使った消耗品費として仮に 8 で除して平均額を計上しています。平成 30 年度にゼロになっている理由はわかりません。今後、主管課とよく調整して積算します。

(委員)

○消耗品費は、備品購入費とは違うのでしょうか。

(事務局)

○備品購入費とは別です。

(委員長)

○ほかに質問や意見はありますか。

(委員)

○資料 5 の③の「指定管理業務に要する経費」の欄に、「利用料金でないのになし」となっていますが、本来は、企業会計ではこれは入れていきますが、役所の会計上は入らないということでしょうか。経費がかかっていますよね。

(委員)

○これは指定管理者が払うから算入しないという意味でしょうか。

(事務局)

- 万願寺交流センターは指定管理者制度を導入している施設ですが、利用料金制は取っていないので、利用料は、直接、市の歳入となります。利用料金制をとっている施設は、市から入る指定管理料と利用者から徴収する利用料金の合計が、ほぼ、市が直接運営する経費に当たるため、指定管理者施設で利用料金が指定管理者の収入となる場合は、利用料金額に相当する部分を運営コストに入れるという意味です。
- 利用料金制度ではなく、利用料が直接市の歳入となる場合は、その金額が運営に係る歳出額とは別に計上されているため、コストには入れないという意味です。
- 資料5の計算フォーマットはあくまでも積算のためのフォーマットですが、今後、分かりやすい追記をいたします。P9の③に相当するものです。

(委員)

- 指定管理者制度において、日野市の場合は、株式会社日野市企業公社が指定管理者になっているケースが多いです。
- 株式会社日野市企業公社の場合、市の外郭団体ではないですが、比較的安く請け負っていると思っています。今後、こういうことで良いのかという思いがあります。

(事務局)

○万願寺交流センターは、現在は、NPO法人が指定管理者になっています。

(委員)

○そうすると、8館ごとにそれぞれ違ったケースが考えられるということなのでしょうか。

(事務局)

○交流センター8館のうち、6館は同じ事業者で、あと2館はそれぞれ違うNPO法人が指定管理者になっており、その全てで、利用料金制は取っていないので、その部分の条件は同じです。

(委員)

○これはあくまでも8館を代表するものではなくて、万願寺交流センターの例ということですね。

(事務局)

○万願寺交流センターを例にして、資料3に書かれた計算式で行うと、ざっとこのような考え方と概算になるというイメージです。万願寺交流センターを基準にして決めていくということではありません。

(委員)

○施設により条件が異なっていますので、そのあたりで別な考え方が出てくると思います。万願寺交流センターを例にあげた理由はどのようにしてでしょうか。

(事務局)

○他の交流センターでは、児童館などと一緒にしている施設もあって、例としてご説明するには複雑なので、単体機能の施設として本日、計算式のイメージをご説明するという資料として、万願寺交流センターを例にしたということです。

○それでも、資料5の右端に書いてありますが、8館全体の経費で決算額になっているものについては、8で除して、平均額を計上しています。ここではありませんが、複合施設の減価償却費は施設ごとの面積で按分して、各施設ごとの減価償却費を割り出したりと、その施設の特性により個別にルールを決める必要があると思われま。

(委員)

○市民説明会などで説明する場合、単体でさえ分かりにくいのに複合化された場合、市民にすっきりわかるように説明できますでしょうか。非常に大変なことになると思います。かといって、すっきりさせるというのはなかなか難しい。厳密にやろうとすればするほど難しいと思います。

(事務局)

○いろいろな施設状況があったので、シミュレーション作業の中ではある一定のルールでの基本という位置づけでないと感じています。

(委員)

○全部が全部同じような施設ではないのだから、その中でもいろいろあるでしょうし、そのあたりのところは説明の仕方ではないでしょうか。

(委員)

○ただ、検討委員に質問を求められた場合、共有の見解がでないとおかしいということで発言しましたが、このことばかりに時間をとられてもどうかと思います。

(事務局)

○いろいろシミュレーションを行った中で、一定のルールを決めなければならない事項も分かった部分もありました。

○資料3のP12をご覧ください。(3)歳出における注意点という項目を設けました。「原則として貸室等ごとに原価を算出しますが、それにより難しい場合は次の考え方で算出します。」として、①標準的な施設を基準にする場合として、例えば同じ交流センターなのにA交流センターとB交流センターの㎡単価に大きな違いとならないように検討するというようなことを記載しています。

- ②では複合施設等の取扱いとして一定のルールを記載しています。
- ③では市民会館、東部会館のように、一般的な貸室もあり、大ホールや温水プールなどが備わっている施設では、単に総コストで㎡単価を計算すると、他の貸室より相当高価になってしまう場合の考え方を示しています。
- ④では単に会議等を行うような基本的には空間ではなく、機能面で充実させている調理室や防音室には一定の補正を用いるなどを記載しています。
- P13の⑤に原価の算出がきわめて困難な場合の考え方を示しています。
- 今後は、施設統合等により、複合施設が増えてくると考えられるため、複雑なケースが想定されます。
- 前回の会議でお話が出た、PFIなどの形態の施設も出てくることも想定されます。単体で積算ができるという施設は少なくなってくると考えられます。
- また、現行額もそのたびに金額を決めて行った経過もあるので、現在でも金額の違いがありました。一定のルールで一度見直してみる機会としたいと思います。

(委員)

- P12、13あたりを我々が理解し、共有してさえいけば、高いの、安いと言われるのも基本的にこの見直し基準で積算しているのだという説明ができるかなと思います。
- 具体的にどうのこうのという質問があれば、それは市役所の方で説明をするという形でということだと思います。
- 先程ご意見があったように市民の方にわかりやすく説明ができるような形が一番いいと思います。
- 資料3は会議の前に送付されたので一読しました。前回のたたき台に比べてよくできていると思いますが、これに加え、今日の会議の意見が反映されるのかと思います。

(委員)

- 一般市民から見れば同じ交流センターなのになんで金額が違うのか、あるいは多摩市や八王子市の施設と比べて同様施設があればそこと比較をするでしょうから、なんで違うのかと聞かれた時に説明できる根拠として理解しておけばいいと思います。
- 最初から市民に説明してもすっきりとはわからないでしょう。
- 市民から不満、疑問がでたら、「市としての根拠はこうです」ということをきちんとしておけばそれでいいのではないかと思います。

(委員長)

- 資料5について、さきほど、民間とは違うという話がでましたが、資料5の下段の表で、和室の午前中を見ると、おおよその算出であるということですが、原価は764.8円となる訳です。それだけコストがかかっているということです。現行だとそれが400円ということです。今回の原案上限で改定したとして400円×1.5倍なので改定上限額は600円ですからそれでも原価まで達していない。それが現実です。
- 民間であれば、そもそもそういう施設自体をやらないと思います。それを行政でやるということになった時に、先程、民間と違うというのが出てくるのは、止むを得ないところがあるのかなと思います。

ます。

- 仮の金額として万願寺交流センターを1つのシミュレーションとして出していますが、詳細な計算をして、やはりこのような金額であった場合、一番重要なのはこれだけ原価と現行額との差が生まれていて、改定させていただいてもまだ原価まで達していない例があるということを知っていただくことが一番重要なのかなと思います。
- 細かいところはたぶんなかなか分かりづらいところがあるので、そういう形のシミュレーションという位置づけにしていったほうが良いのではないかという気がします。
- 他にご意見はありますか。
(事務局)
- 補足説明をいたします。資料3のP15をご覧ください。(2)は激変緩和措置(改定上限額の設定)のことを記載しています。
- そして(3)～(6)は、先程の原価の他に、改定の要否を考える際に考慮すべきこととして記載しています。
- (3)は市内の類似施設との料金比較です。同じ交流センターといっても建物の構造や機能がだいぶ違うということがあります。場合によっては、全く一律にならない場合もあります。しかし、過度に差が生じないように考慮するということが記載されています。
- 次に(4)は前回の会議でもご意見が出ました地域性の考慮についてです。いわゆる「交通不便地域」「交通空白地域」があるということで、そのような立地にある施設は稼働状況も分析し、立地面で利便性が低い施設は、利用促進の意味で、あえて料金低減の検討をします。
- (5)近隣自治体との料金比較です。
- 最後に(6)市場価格との均衡です。これは、施設に付帯する駐車場、自転車等駐車場、テニスコート、市民農園などが該当すると記載しています。その地域の市場価格との均衡です。利益を考える民業を圧迫するおそれがある場合には、市場価格を考慮します。
- 最終的には類似施設を民間もやっているのに、そもそも行政が運営することの必要性についても検討すると記載しています。
- これらのことは、前ページ、P14の見直し手順の流れ図の③の部分になります。

(委員)

- この資料が送付された資料3だけを見たら大変難しいと感じました。
- 今日の資料5を見ました。私は万願寺交流センターに行ったことがあります。和室があつてとても家庭的です。子育て支援を行っているので子育て中のお母さんなどがよく行っています。利用率は高いと思います。
- 今は400円ですので、仮に改定上限率が1.5倍ということは600円ということだと思います。
- これは納得されるのではないかと思います。やはり、資料5を見ましたらわかってきました。資料3だけですと難しかったと思います。

(委員)

- 現時点ではこれで良いと思います。
- しかし、市が進めている行財政改革の考え方からすると結局、原価割れです。通常、行政の計算式

ではほとんどがこの考え方だと思います。市民サービスといえればそれまでなのですが、しかし、前市長の時から、経営感覚で仕事をするようにということで職員に勉強してもらったと思います。にもかかわらず、現状ではこのままでした。

- とりあえず、今はこの資料3の提案内容でよいと思いますが、将来的に、この原価割れの状態で、かつ、多額の借金があるにも関わらず、原価を割っていくという形の考え方自体は、将来的に、「子や孫の時代に借金を残すな」というフレーズで経営してきた日野市が本当にこのままで良いのかと思います。
- 市民から見れば原価割れして安い方がいいに決まっている。喜んでもらえると思います。いろいろ考えて、今後の話として行政は見直していかなければならないという時期に来ていると思います。
- 今回の資料3については、100点とは言わないが、今の段階ではよくできていると思います。

(事務局)

- ありがとうございます。資料3のP5をご覧ください。4. 施設使用料の利用者負担割合と施設の性質別分類の原則4です。利用者負担割合とグループ、具体的な施設名の考え方は社会状況・環境の変化に則して見直すこととします。
- 今後、利用者に100%の負担をお願いしたい施設がある場合には、公の施設として市が保有すべき施設であるかを検討することと記載しました。
- 例えば、現在P7のCグループに入っている施設をBグループあるいはAグループに動かす、あるいはCグループの利用者負担割合を50%でなく、〇〇%に変更する必要があるかなどの見直しをするなど考えられます。
- まだ、第1段階としては、この形で考えて、「将来的に見直す場合も想定します。」としています。

(委員)

- 将来は直前に来ていると思っています。企画経営課として「経営」の視点を持った仕事をしているわけですから、経営の視点を大事にしてください。
- 今後、公共施設の更新、南平体育館などお金のかかる事業が迫っています。
- こういった施設の料金体系にこの基準が適用されていくわけです。
- そういうことも考えて、見直しを、早め、早めにしてほしいと言っているのです。
- 今は見直し期間は、3年でなく、4年ごとに変更するという方針のようです。しかし、早め、早めに対応していかないと、借金が増えるばかりです。
- 市民の負担は安い方がいいに決まっている。しかし、借金が増えたら、結局市民の負担になってしまう。こういうことを理解しないとダメなのではないかと思います。

(委員長)

- 私の意見を申し上げます。
- 今、お話がありましたが、日野市手数料、使用料検討委員会の本質、本当のところは、たぶん、日野市が所有されている各施設の財源をどうするかということが最も本質的なところかと思っています。
- その時に、当然、コスト削減ということがとても重要で、これからもやっていただかなければいけないことです。

- しかし、コスト削減には限界があるという中で、では、どうするのかといった時に、考え方はおそらく4つ程度あると思います。
- 1つ目は市の財政がどんどん悪化したとしても利用料の金額を今のまま据え置くのか、あるいはもっと下げるのかという方法。
- 2つ目はそういう施設はやめてしまう。
- 3つ目はそういう施設を利用する、利用しないにかかわらず、日野市民全体で税金という形、いわゆる公費負担という形で増やしていく。
- 4つ目は、利用者に対して、相応の負担をしていただくという形で赤字を少なくしていく。
- およそ、一般的に考えて、この4つになるかと思います。その中で、この委員会としては、公費負担はしなければならないということはあると思いますが、極力利用する方々に相応の負担をしていただくことが必要であると考えたわけです。では、相応の負担とは何かという時に、勝手に「いくら値上げします」ということはできないので、今回の原案でその基準をお示しするということです。
- 市民の方の中にはいろいろなご意見があって、4つの方法のどれが良いかということも様々だと思います。しかし、当委員会としては、利用者に対応の負担をお願いしたいという中で、その基準を市民の皆様にご提示しますということなのだと思います。
- それを今後広く市民の皆様にご理解をいただけるように、分かりやすい形でご説明なり、文書なりにしていただいて、市民の皆様から広く共感をしていただけるような形にしていただけたらと思います。
- 本日、委員の皆様から、いろいろなご意見、ご質問などがありましたので、それを改めて修正等していただき、市長にご提案をいただくという形にしていただければと思います。
- ご意見は、この基準作りに関しては出そろったかなと思われまので、今回で、この議題での委員会は終了という形にしていただいて、あとは事務局で修正等を行い、大坪市長にご提案いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

- 資料3の「はじめに」という部分ですが、今回、はじめて「はじめに」が記載されました。前回のたたき台にはこの文章はなかったです。
- この部分に市の考え方のエッセンスが込められている、あるいは込められなければいけないのだと思いますので、この件に関して、2、3質問があります。
- 最初の部分に「本市はさまざまな施設（公の施設含む）」とありますが、この、「さまざまな施設」というのは、公共施設のことを意味するのでしょうか、それとも民間施設も含めた施設を意味するのでしょうか。というのは、括弧書きで「公の施設含む」とただし書きがあるのは、民間施設を含むからなのかなと解釈ができてしまうと思います。あとを読むと「市民の貴重な財産として云々」とあるので、公共施設だなと理解できます。ここは民間施設は含まれないのですよね。

(事務局)

- 公共施設のことなので、公共施設のことを指していることがわかるように文言を修正いたします。

(委員)

- 法律的には「公の施設」という言い方をしています。公共施設でも構わないです。
- それから、市がどのような意図で見直しを図るのかということはこの、「はじめに」というところで訴えなければいけないし、市民もおそらく、後ろのページの細かい計算式などというところまではほとんど読まないで、「はじめに」のところで市はきちっと訴えをしなければならないと思います。
- そういう中で、気になるところは、「平成 15 年度以来検討していなかった。だから検討するのだ。」という内容になっています。
- しかし、手数料にしる、利用料にしる、皆、法律で定められていることなのだというところをきちっと訴えて、そのあとで、「見直しがなされてこなかったので行うのだ」ということが出てくるといのが普通ではないかと思います。
- それから、市民の皆様、特に使用料の場合、P4 にある、「負担の公平性」ということが一番大切ではないかと思います。
- しかし、この「はじめに」の中には「負担の公平性」という言葉がないので、できたら「負担の公平性」ということを入れる必要があるのではないかと思います。
- 一例でいけば、中央公民館がどこにあるか知っているという市民は、公民館が実施したアンケートによると 3 割強しかいません。それなのに、市民全体の税金で、中央公民館を運営している訳です。そういうことを考えると、利用したくてもできないお年寄り、あるいは、地理的に遠いところにお住まいの市民で、利用したくても利用しづらいという方にとって、おしなべて税金で負担するよりも、利用者負担をある程度入れてもらうという方が、説得力があると思います。ですから、公平性の担保と利用者負担というのは、是非、文言として入れて訴えてほしいと思います。
- 中央公民館の認知度が 3 割強ということは、結局、利用している人はもっと少ないということだと思います。ですから、利用できない人たちのことを考えて公平性を強調された方がいいと思います。

(委員)

- 多くの行政から出す冊子の「まえがき」を見ると、市民にはいろいろな方がいるので、できるだけ、安全な書き方になっています。
- 公平な税金の使い方を考えると、伝えるべきことは伝える必要がありますが、言葉の使い方を考えていただければいいのかなと思います。
- 市の文書は市民からクレームがつかない、質問が来ないような形で出来ているような気がします。標準的な範囲でやっているのかと理解します。

(委員)

- その意味でも、公的に位置づけられているということをきちんと書くこと。それから、市民全体のことを考えて行うのだということをきちんと踏まえれば、そんなにつかかってくる市民はいないのではないかと理解します。

(企画部長)

- 今、お二人の委員のご意見の「はじめに」というところは非常に大事だと思います。しかし「はじめに」にいろいろなことを書いても仕方がないと思ってもいます。

○この見直し基準は、どちらかという、職員のテキストになるようなものですが、市民にも共有してもらいたいものです。それに対する最初のメッセージはこの部分なので、ここはしっかりした全体像を書き込まなければいけないと十分理解しているつもりであります。

(委員)

○「はじめに」があると最後に「おわりに」がないとおかしいかなと思うので、「おわりに」がないのであれば、「はじめに」ではない方がいいかなと思います。

(企画部長)

○結論を先に出し、その理由はこうだという形で、もう一度見直してみます。

(委員)

○最初に全体を要約したものがある方がいいと思うのですが、「おわりに」がないのに、「はじめに」というのは違和感があると思います。

(事務局)

○書き方についてご意見を踏まえて検討いたします。

(委員)

○この手数料、使用料等見直し基準案は、議会で承認されないといけないのでしょうか。

(企画部長)

○議会の承認事項ということではないのですが、内容が確定すれば情報提供はさせていただくものです。

(委員)

○それではP14にある⑦市長決裁、⑧議会審議というのはどういうことでしょうか。具体的な料金改定についての議案に対する承認ということでしょうか。

(企画部長)

○そういうことです。

(委員)

○これについて、議会で質問が出ると思うのですが、私たちは何も言っていないのに、地区センターに使用料が発生するという内容のことをおっしゃる議員の方がいた。私たち委員は、この委員会でそのようなことは言っていない。この委員会でそういう話をしているのかというような質問が議会でされた際は、否定しておいてください。私たちは地区センターを有料化するようにということとは当委員会では一切していません。この見直し基準に具体的に地区センターのことは書いてありますか。

(事務局)

○「地区センター」という具体的な施設名は、P7のグループ分けに書いてあり、Fグループに入れていると記載しているだけで、「値上げ、有料化」というご議論をしていただけていません。

(委員)

○施設の1つとして書いてあるだけです。

(事務局)

○第1回の会議資料としてご提出した「見直し基準たたき台(概要)」に中で公費負担100%の施設のグループに「地区センター」が入っているだけです。

(委員)

○議論していないことを言われると我々委員としても困ります。

(企画部長)

○委員の皆様の名誉はしっかりと守ってまいります。

(事務局)

○議会中の3月の時点では、まだ、2月に実施したこの委員会の議事録は、事務作業の関係で公開できていませんでした。

(委員長)

○それでは改めまして、手数料、使用料等見直し基準の原案について結果のまとめに入ります。委員の皆様から様々なご意見がでましたので、主なものを事務局でまとめ、適宜原案にまとめ、それを各委員に確認してもらってから市長へ報告していただくこととしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員一同)

○それで結構です。

(委員長)

○反対の意見等はないようですので、事務局は議事録作成、原案の修正等の事務を進めてください。その他、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

○市長への報告と、今後のことについて、確認させていただきます。

○まず、事務局において、今回の会議でいただきました主なご意見等を議事録にまとめ、電子メールまたは郵送等で委員の皆様にご確認いただき、追加、削除、修正等がございましたら、事務局ま

でご連絡ください。

- 委員の皆様からのご意見をとりまとめ、事務局から市長へ報告いたします。そののち、議事録をホームページに公開することを予定しております。そして、2回行われた当委員会でのご意見を踏まえて、手数料、使用料等の見直し基準の修正を市が行って行きます。そして、委員の皆様には修正後の基準と今回お渡しした資料4のような形で、反映箇所、修正箇所がわかる資料を作り、お送りしたいと考えております。

(委員長)

- その他、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

- ここから基準原案を修正し、最終的に市で完成版を作成します。
- これをもとに、個々の使用料、手数料等の改定が必要になってくるかもしれません。
- その場合には、使用料、手数料の種類により、この会議を開催し、お集まりいただくこととなります。
- 個々の改定の際には、具体的数値やデータ、改定の必要性について具体的なケースでご議論いただくケースがあるかと思えます。その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

(委員長)

- 委員の皆様から、このことについてご質問はありますか。

(委員一同)

- ありません。

(委員長)

- ご質問はないと確認いたしました。
- それでは次第の全てが終了しましたので、平成30年度第1回日野市手数料、使用料等検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。

—委員会終了—